

# 科学技術人材育成費補助金 Q & A

「テニュアトラック普及・定着事業」

「ポストドクター・キャリア開発事業」

「女性研究者研究活動支援事業」

平成 24 年 1 月 23 日

文部科学省

科学技術・学術政策局

基盤政策課

## 【目次】

I. 各事業共通	9
< 1. 申請関係 >	9
・ 申請書の提出後に、不備な箇所を見つけた場合、申請書の差し替えや修正は可能か。	
・ 公募に当たり事前相談を行うことは可能か。	
・ 申請書に「事業名」を記載する欄がないが、事業名を付すことは可能か。	
・ 申請書の様式は、必要に応じて文字数や行数を変更することは可能か。	
・ 申請書はカラーで作成してもよいか。	
< 2. 審査関係 >	10
・ 申請要件違反により審査対象とされなかった場合、その旨の連絡があるか。	
・ 委員の氏名は公表されるのか。	
・ 選定された取組や選定されなかった取組の審査の内容を知ることはできるのか。	
< 3. 面接審査関係 >	10
・ 面接審査はどのように実施されるのか。	
・ 面接審査の連絡は、どのように行われるのか。	
・ 面接審査の出席者の指定や人数の制限はあるのか。	
・ 面接審査において、取組の説明には申請書以外の資料を使用することは可能か。	
< 4. 補助金関係 >	10
・ 補助事業の実施に当たって留意する点はあるか。	
・ 補助事業の着手はいつから可能となるのか。	
・ 補助金の保管・管理はどのように行えばよいか。	
・ 他の経費との合算使用について制限はあるか。	
・ 物件費の支出、旅費及び人件費・謝金の支出等について制限はあるか。	
・ 設備備品の範囲に関する基準はあるのか。また、取得した設備備品の所有権はどこに帰属するのか。	
・ 補助金で取得した設備備品の管理について注意することはあるか。	
・ 補助金で取得した設備備品を本事業以外で使用することは可能か。	
・ 本事業で雇用している者に対して、退職手当を支給することは可能か。また、退職手当引当金を計上することは可能か。	
・ 翌年度以降の補助事業実施のために、当該年度に使用しない消耗品を購入することは可能か。	
・ 補助金の交付を受けた年度に全く使用せず、翌年度以降に使用する物品等を、交付決定された年度に購入することは可能か。	
・ 出張の際にビジネスクラス等の使用は認められるのか。	

- ・ 会議のための会場借料や会議資料の印刷経費は、会議費に計上すればよいか。
- ・ 本事業の実施機関が所有する施設や設備の使用料を本補助金から支出することは可能か。
- ・ 複数年度にまたがる保守契約やリース契約を締結することは可能か。
- ・ 光熱水費の算出根拠を明確にしておくとはどのようなことか。
- ・ 施設の建設や改修のために補助金を使用することは可能か。
- ・ 本補助金は、概算払となるのか精算払となるのか。
- ・ 補助金の受入により生じた利息はどのように取り扱えばよいか。
- ・ 補助事業の実施において、収益を得て行う活動（出版、販売、授業料の徴収等）は可能か。
- ・ 本補助金で雇用した非常勤職員等について、本事業以外の業務に従事することは可能か。
- ・ 物品の納品時期に制限はあるか。

< 5. その他 > . . . . . 14

- ・ 各事業における期間の算定はどのようになるのか(補助事業期間が5年間の場合、交付決定日から5年間となるのか、それとも、交付決定日の属する年度を初年度として5年度となるのか)。

II. テニユアトラック普及・定着事業 . . . . . 15

< 1. 申請関係 > . . . . . 15

- ・ 旧科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」との違いは何か。
- ・ 平成24年度テニユアトラック普及・定着事業について、平成23年度との違いは何か。
- ・ 機関選抜型と個人選抜型（機関推薦）の違いは何か。
- ・ 個人選抜型（機関推薦）の申請対象はどのようになるのか。
- ・ バーチャル組織は申請を行うことが可能か。
- ・ バーチャルな組織として申請する場合、部局等様式2「3. 部局等のデータ・取組」に記載する実績がないが0人と記載すればよいか。
- ・ 重複申請の制限はあるか。
- ・ 取組の実績がない場合でも申請可能か。
- ・ 平成24年度に採用予定のテニユアトラック教員は0名だが、平成25年度以降にテニユアトラック教員の採用を予定する部局等は申請対象となるのか。
- ・ テニユアトラック制実施のための経費（120万円／1人）は、5年間（補助事業期間）交付されるのか。
- ・ テニユアトラック制実施のための経費（500万円）は、5年間（補助事業期間）交付されるのか。また、テニユアトラック教員が増えると増額されるのか。
- ・ テニユアトラック教員を支援等する担当教員の雇用経費は、テニユアトラック教員を5人以上雇用する場合に対象になるとのことだが、テニユアトラック教員を

実際に雇用していないと対象とはならないのか。

- ・ テニユアトラック教員を支援等する担当教員の役割は何か。
- ・ 補助金の交付の対象とならない経費（施設の建設・改修等）については、自己負担額として記載してもいいのか。
- ・ テニユアトラック教員が申請時点で特定されていない場合、研究費の所要額はどのように記載するのか。
- ・ テニユアトラック教員の研究活動に関するエフォートが 70%以上確保されていることが求められていますが、この 70%以上確保にはテニユアトラック教員が獲得した他の外部資金による研究活動も含まれると考えてよいか。
- ・ 今回公募している 165 名の対象となるのは、どのようなテニユアトラック教員か。
- ・ 本事業の申請に当たって、注意すべき点はどのような点ですか。
- ・ 公募要領「2. 事業の概要（8）補助対象となるテニユアトラック制」の「テニユアトラック教員の募集及び選考・採用に関する要件」として、「博士号取得後 10 年以内又は同等程度の研究経歴を有する若手研究者であること」、また「40 歳未満」とありますが、どの時点で、10 年以内、40 歳未満と判断すればよいのか。
- ・ 旧科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」のように平成 24 年度以降、5 年間の採用予定計画を作成しなければならないのか。
- ・ 平成 24 年度及び平成 25 年度の採用予定計画について選定された場合、平成 25 年度の採用者についても平成 25 年度の補助対象となるか。
- ・ 既に平成 24 年度に選定された部局等において、平成 25 年度以降、追加の採用者が生じた場合、年度毎に実施される公募に申請することは可能か。
- ・ 平成 24 年度と平成 25 年度に申請し、選定された場合には、テニユアトラック制実施のための経費（500 万円（上限））は、1000 万円交付されるのか。
- ・ テニユアトラック制実施のための経費として、テニユアトラック教員採用後 2 年度に限り 1 人当たり 120 万円（上限）／年度として交付されるが、交付の期間はなぜ 2 年度なのか。
- ・ 平成 23 年 4 月以降にテニユアトラック教員として採用され、旧科学技術振興調整費で平成 23 年度分の人件費又は研究費の支援を受けたが、旧科学技術振興調整費による実施期間終了のため平成 24 年度から自己負担している機関（部局等）が、上記テニユアトラック教員を含めて新たに申請する場合、重複申請の制限の対象となるか。
- ・ 平成 23 年 4 月以降に採用され、現在、旧科学技術振興調整費により研究費のみ補助を受けているテニユアトラック教員が旧科学技術振興調整費による研究費支援を辞退して、本事業のテニユアトラック教員として採用しようとする場合は、重複申請の制限の対象となるか。
- ・ 審査要領「3. 審査の観点」において、他機関未経験者の比率が高くなりすぎない（50%以下が望ましい）ような配慮がなされているか」とあるが、50%を超えると申請できないのか。仮に 50%を超えた場合にはどのようなになるのか。
- ・ 公募要領「2. 事業の概要（8）補助対象となるテニユアトラック制」において

「④国際公募を実施」とありますが、テニュアトラック教員を採用する場合は、必ず国際公募を行う必要があるか。

- ・ 国際公募はどの程度の期間行えばよいか。
- ・ 研究活動に関するエフォートが70%以上確保されていなかった場合、研究費は減額されるのか。
- ・ 申請取組が選定された場合において、公募時の申請書に記載してあるテニュアトラック教員の採用予定人数を、補助金の交付申請時に減じることは認められるか。
- ・ テニュアトラック制実施のための経費（500万円）は、申請様式上はどこへ計上すればよいのか。
- ・ テニュアトラック教員の研究費について、採用1年度目を600万円とした場合、2年度目は、その半額の300万円となるのか。
- ・ 平成24年度の申請時に、平成25年度の採用予定者については計画書に盛り込むことは可能ということですが、その場合「機関様式3 テニュアトラック制に関する年次計画概要」については平成29年度まで記載する必要はあるか。
- ・ 平成24年度の申請時に、平成25年度の採用予定者については計画書に盛り込むことは可能ということですが、その場合「機関様式4、部局等 No. ##様式3 所要経費の見込額」には、平成29年度以降の経費を記載する欄がないので新たに追加する必要があるか。
- ・ 公募要領で、テニュアトラック制の要件として、研究活動に関するエフォートが70%以上であることが求められていますが、スタートアップに要する研究費が交付されなくなる採用3年度目からも求められるのか。
- ・ 教授には任期はないが、それ以外の役職で、任期がある若しくは再任回数に限度がある部局等のポストについては申請対象外となるか。
- ・ 1機関当たりの申請数に制限はあるか。
- ・ 個人選抜型への推薦は、機関選抜型として当該年度に採用されたテニュアトラック教員しか対象とはならないのか。例えば、テニュアトラック教員の採用が、当該年度の個人選抜型の公募期間以降となった場合には、個人選抜型への推薦の機会が与えられないのか。
- ・ 個人選抜型は原則として5年間（平成28年度まで）とあるが、平成25年度にテニュアトラック教員を採用した場合には、平成28年度は4年度目となるが1年延びるのか。
- ・ テニュアトラック教員の人件費は、機関様式4、部局等様式3の所要経費の見込額の「自己負担額」に記載すればよいのか。

## < 2. 補助金関係 > . . . . . 22

- ・ テニュアトラック教員が共同研究を行っているグループで使用する設備の購入費に、テニュアトラック教員の研究費を充当することは可能か。
- ・ テニュアトラック教員の研究費とテニュアトラック制実施のための経費との流用は可能か。

- ・ テニユアトラック教員の研究活動に関するエフォートが 70%以上確保されていることが求められていますが、授業の担当、学生への研究・論文の指導、学務や教務関連の業務等は可能か。
- ・ 「公募要領」の 13 ページに「当該テニユアトラック教員が申請機関のテニユアポストに移行した場合には、補助対象にはなりません。」とあるが、テニユアトラック教員が他機関に転出または退職した場合は補助対象となるか。
- ・ 平成 23 年度に既に雇用されているテニユアトラック教員を平成 24 年度の申請対象とする場合、平成 24 年度の研究費としていくら交付されるのか。
- ・ 機関選抜型において、補助事業の選定後にテニユアトラック教員が辞退した場合、新たな者を採用し支援対象とすることは可能か。
- ・ テニユアトラック教員の研究費は、機関内で差をつけることは可能か。
- ・ テニユアトラック制実施のための経費である(a)500万円と(b)120万円/1人は、間接経費として使用してよいのか。
- ・ 複数部局等が本事業に採用されている場合において、部局等間の経費の流用は可能か。
- ・ 育児休業等により研究中断が生じる場合にはどのようにしたらよいか。

< 3. その他 > . . . . . 24

- ・ 採用したテニユアトラック教員を一定期間、海外の研究機関等に派遣することは可能か。

Ⅲ. ポストドクター・キャリア開発事業 . . . . . 25

< 1. 申請関係 > . . . . . 25

- ・ 旧科学技術振興調整費「イノベーション創出若手研究人材養成」との違いは何か。
- ・ 平成 23 年度「ポストドクター・インターンシップ推進事業」と、平成 24 年度「ポストドクター・キャリア開発事業」との違いは何か。
- ・ 人文・社会科学系のポストドクターも申請の対象となるか。
- ・ 重複申請の制限はあるか。
- ・ 取組の実績がない場合でも申請可能か。
- ・ 博士課程（後期）学生は補助対象とはならないのか。
- ・ 長期インターンシップに派遣する企業等は民間企業に限定されるのか。
- ・ 公募要領「2. 事業の概要（5）申請対象となる取組②）において、「上記の他、ポストドクター及び博士課程（後期）学生の多様なキャリアパス確保を支援するための取組」とあるが、どのような取組が想定されるのか。

< 2. 補助金関係 > . . . . . 26

- ・ 長期インターンシップに派遣する期間に制限はあるのか。
- ・ 外部資金で雇用されている者が長期インターンシップに参加することは可能か。

- ・ 代表機関、共同実施機関に所属しないポストドクターを本事業に参加させることは可能か。
- ・ ポストドクターが講義等を受講する期間も人件費を補助金から支出することは可能か。
- ・ 海外企業等で長期インターンシップを行う場合に、当該企業等に対して補助金から支出することは可能か。
- ・ 補助金を次年度に繰り越して使用することは可能か。
- ・ 長期インターンシップに派遣するポストドクターを雇用した場合において、雇用期間中に当該実施機関（選定された機関）において研究活動を行うことは可能か。

< 3. 審査関係 > . . . . . 28

- ・ 所用経費の見込額に関する様式に「補助金を除く申請内容の実施に必要な経費は、審査の対象となります。」とあるが、自己負担額が多い方が審査において有利となるのか。

**IV. 女性研究者研究活動支援事業** . . . . . 29

< 1. 申請関係 > . . . . . 29

- ・ 旧科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」との違いは何か。
- ・ 平成 24 年度女性研究者研究活動支援事業について、平成 23 年度との違いは何か。
- ・ 女性研究者が多い機関でも、本事業の申請の対象となるのか。
- ・ 本事業でいう「子育て（育児）」、「介護」とは何か。
- ・ 重複申請の制限はあるか。
- ・ 取組の実績がない場合でも申請可能か。
- ・ 申請書の提出について、提出期間内の日付の消印があれば、提出期間経過後でも受領されるのか。
- ・ 複数の学部を持つ大学ですが、申請対象とする学部を 1 学部としてもよろしいでしょうか。

< 2. 補助金関係 > . . . . . 30

- ・ 公募要領 4 ページ、2（6）③で、男性研究者の場合も、配偶者が大学等の研究者である場合に限ってその研究活動を支援する者の雇用経費が補助対象となりますが、どのような場合ですか。
- ・ 本事業で外国旅費を支出することは可能か。
- ・ 出産、子育て、介護以外の事由により研究活動の支援が必要になった場合、それに要する経費を補助金から支出することは可能か。
- ・ 本事業でシンポジウムの開催に要する経費を支出することは可能か。
- ・ 「全国シンポジウム」に参加するための旅費は補助対象となるか。
- ・ 補助金を次年度に繰り越して使用することは可能か。
- ・ 公募要領 4 ページ（5）申請対象となる取組として、「女性研究者の裾野拡大のため、学生向けのキャリアパスの相談の充実」とありますが、ここでいう学生には女子中高生

は含まれますか。

- ・ 申請様式2の「3. 達成目標」に、「取組終了後における女性研究者の採用者数（割合）、在籍者数（割合）、離職者数（割合）などの具体的な目標を可能な限り職名別・分野別に定量的に記述してください。」とありますが、数値目標の達成度をどこまで重視しますか。
- ・ 申請様式2の「7. 在籍する教員・研究員の総数」における「研究員」にはどのような者を計上すればよいか。
- ・ 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員のような申請機関で雇用されていない研究者については、本事業の支援の対象となるか。

< 3. 審査関係 > . . . . . 31

- ・ 所用経費の見込額に関する様式に「補助金を除く申請内容の実施に必要な経費は、審査の対象となります。」とあるが、自己負担額が多い方が審査において有利となるのか。



## I. 各事業共通

### <1. 申請関係>

Q 申請書の提出後に、不備な箇所を見つけた場合、申請書の差し替えや修正は可能か。

A 申請書の差し替えや修正は認められませんので、申請書に不備がないか提出前に十分な確認をお願いします。

Q 公募に当たり事前相談を行うことは可能か。

A 申請書の記入方法や補助金の執行については、随時相談や質問を受け付けます。  
ただし、申請内容や審査の内容に関することについては、お答えできませんので、ご了承ください。

#### 【制度に関する問い合わせ先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
文部科学省 科学技術・学術政策局 基盤政策課 基礎人材係  
電話：03-6734-4021  
E-mail：kiban@mext.go.jp

#### 【申請書に関する問い合わせ先】

〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ  
(独)科学技術振興機構 科学技術システム改革事業推進室 審査担当  
電話：03-5214-7521 (代)  
E-mail：stsr@jst.go.jp

#### 【e-Rad※における研究機関、研究者の登録及びe-Radの操作に関するお問い合わせ先】

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)ヘルプデスク  
電話：0120-066-877 (午前9:30~午後5:30 土曜日、日曜日、祝祭日を除く)  
※ 「テニュアトラック普及・定着事業」及び「ポストドクター・キャリア開発事業」が府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じてのみの応募となります。

Q 申請書に「事業名」を記載する欄がないが、事業名を付すことは可能か。

A 本事業はモデル事業ではなく、機関における基盤的な事業であることから、事業名を付す必要はないと考えています。機関において事業名を付すことは可能ではありますが、審査の際には評価の対象とはなりません。

Q 申請書の様式は、必要に応じて文字数や行数を変更することは可能か。

A 文字数や行数を変更することは可能ですが、レイアウトの変更、特に列幅や記載項目の順番の変更は行わないでください。

Q 申請書はカラーで作成してもよいか。

A 申請書をカラーで作成することも可能ですが、審査等の際には白黒コピーで対応する

ため、白黒でも内容が判読できるようにしてください。

## < 2. 審査関係 >

Q 申請要件違反により審査対象とされなかった場合、その旨の連絡があるのか。

A 申請要件違反のあった申請を行った機関については、審査の結果として通知することになります。申請書の提出に当たっては、申請要件違反とならないよう提出前に十分な確認をお願いします。

Q 委員の氏名は公表されるのか。

A 委員の氏名は、各年度における審査及び評価が終了した時点で公表する予定です。

Q 選定された取組や選定されなかった取組の審査の内容を知ることができるのか。

A 選定された取組については、公表する予定ですが、選定されなかった取組については、不選定となった理由を申請いただいた各機関の長宛に通知することとし、公表はしません。

## < 3. 面接審査関係 >

Q 面接審査はどのように実施されるのか。

A 書面審査の結果、面接審査が必要と判断された機関に対して実施いたします。面接審査は、申請書を基にしたより具体的な取組の説明と質疑応答を中心に実施する予定です。

Q 面接審査の連絡は、どのように行われるのか。

A 書面審査の結果、面接審査が必要と判断された機関に対して、メール等により通知する予定です。

Q 面接審査の出席者の指定や人数の制限はあるのか。

A 申請内容や機関としての取組について責任をもって説明できる方のご出席をお願いいたします。人数については、会場の制約もあるので3～4人以内でお願いします。なお、面接審査の詳細については、面接審査の対象機関に別途ご連絡いたします。

Q 面接審査において、取組の説明には申請書以外の資料を使用することは可能か。

A 面接審査における説明は、申請書又は申請内容の概要をまとめた資料、例えばパワーポイント等によるスライドやその印刷物により行ってください。なお、申請書に記載されていない新たな事項等（申請書に記載された事項の裏付け等を除く）については説明することはできません（説明されても評価の対象とはなりません）。

## < 4. 補助金関係 >

Q 補助事業の実施に当たって留意する点はあるか。

A 補助事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「科学技術人材育成費補助金交付要綱」及び「科学技術人材育成費補助金取扱要領」に基づき、適切に実施する必要があります。

本補助金を本補助事業以外の目的で使用するなど不適切な執行が発覚した場合には、選定の取消を含めて厳格に対処することとなります。

Q 補助事業の着手はいつから可能となるのか。

A 補助事業の着手は、選定された機関が選定等に関する通知を受領したときから開始することが可能です。

なお、必要な経費は、補助事業開始後に支出することが可能ですが、補助金の交付前においては、機関が立て替えて補助金受領後に精算してください。

※ ご提案いただいた内容どおり交付決定されない場合がありますが、その場合は、交付決定の内容に従っていただくこととなりますので、ご注意ください。

Q 補助金の保管・管理はどのように行えばよいか。

A 本補助金を他の経費と同じ口座で管理することは可能です。その場合、収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、他の経理と区分して管理してください。

Q 他の経費との合算使用について制限はあるか。

A 本事業の経理については、他の経理と明確に区分することとしています。また、本補助金により購入等した設備備品等については、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとしています。これらが困難になるような経費の合算使用による設備備品等の購入等はできません。

なお、旅費については、補助事業の用務と他の経費による用務とを合わせて1回の出張をする場合には、補助金と他の経費の負担区分を明らかにすることにより、支出することは可能です。

Q 物件費の支出、旅費及び人件費・謝金の支出等について制限はあるか。

A これらの支出に当たっては、単価や支払い方法など各機関の規程等に基づいて行ってください。その際、支出内容等について十分な説明責任が果たせるようにしてください。

なお、当該単価が各機関の規程等に基づいた場合であっても、社会一般と比較して著しく高い場合には、本補助金から支出することができない場合があります。

また、補助金の支出等に関する帳簿及び書類は、補助事業終了後5年間保管する必要があります。

Q 設備備品の範囲に関する基準はあるのか。また、取得した設備備品の所有権はどこに帰属するのか。

A 設備備品の定義は、各機関の規程等によることとなります。また、本補助金で取得し

た設備備品の所有権は補助事業を実施する機関に帰属することとなりますので、設備備品の管理は、各機関の規程等に基づき管理することとなります。

なお、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の設備備品については、一定期間財産の処分（設備備品を交付の目的に反して転用し、譲渡し、交換し、貸付し、取壊し、廃棄し、又は担保に供すること）が制限されますので、ご注意ください。

Q 補助金で取得した設備備品の管理について注意することはあるか。

A 補助金で取得した設備備品については、「補助金等の予算の執行の適正化に関する法律」により、文部科学大臣が別に定める期間中において、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び重要な器具について、処分※の制限が付されています。

本補助金で取得した設備備品を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受ける必要があります。ただし、一定の要件を満たす場合には承認不要となりますので、財産処分の必要が生じる場合には、個別にご相談ください。

※ 処分とは、文部科学大臣が別に定める期間中において、処分が制限された取得財産を交付の目的に反して転用し、譲渡し、交換し、貸付し、取壊し、廃棄し、又は担保に供しようとする事。

Q 補助金で取得した設備備品を本事業以外で使用することは可能か。

A 補助事業に支障を及ぼさない範囲内で一時的に他の用途に使用することは可能です。ただし、補助事業に支障を及ぼす場合には、事前に財産処分の申請等をしていただく必要があります。

Q 本事業で雇用している者に対して、退職手当を支給することは可能か。また、退職手当引当金を計上することは可能か。

A 退職手当については、①雇用契約及び補助事業を実施する機関が定める規程等の範囲内で、②当該年度の勤務に対して実際に雇用している者に支給している場合のみ、補助金から支給することは可能です。

複数年度の勤務に対する退職金や、積立金としての退職引当金については、補助金を充当することができませんので、ご注意願います。

Q 翌年度以降の補助事業実施のために、当該年度に使用しない消耗品を購入することは可能か。

A 消耗品を年度末に大量に購入することは、「予算消化のための購入」として見られることとなりますので、年度末に集中しないよう計画的な経費の執行に努めてください。

Q 補助金の交付を受けた年度に全く使用せず、翌年度以降に使用する物品等を、交付決定された年度に購入することは可能か。

A 本補助金は国の会計法令の適用を受けており、会計年度独立の原則に反することとな

るため、できません。

Q 出張の際にビジネスクラス等の使用は認められるのか。

A 各機関の規程等に従ってください。なお、補助金の執行に当たっては、補助金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならないとされていることに留意願います。

Q 会議のための会場借料や会議資料の印刷経費は、会議費に計上すればよいか。

A 会議費には、会議開催に必要な最低限の飲食物のみを計上してください。飲食物の提供については機関の規程等によるものとしますが、必要最低限とし、本補助金でのアルコール類の提供は一切認めませんので、ご注意ください。

なお、会議のための会場借料は借損料に、会議資料の印刷経費は印刷製本費に、国際会議等における通訳に係る経費は雑役務費に計上してください。

Q 本事業の実施機関が所有する施設や設備の使用料を本補助金から支出することは可能か。

A 補助事業で直接使用する施設や設備であり、機関の規程等により使用料が課されている場合には、補助金を支出することは可能です。

Q 複数年度にまたがる保守契約やリース契約を締結することは可能か。

A 複数年度にまたがる契約を締結することは可能です。ただし、会計処理においては、会計年度ごとに使用金額を分け、支出を行った上でそれぞれの年度に計上する必要があります。

Q 光熱水費の算出根拠を明確にしておくとはどのようなことか。

A 設備等の運転等に要した光熱水費について、専用のメーターが設置されている場合には、その使用料となります。専用のメーターが設置されていない場合には、占有面積、使用時間等を勘案して合理的に算出し、その根拠を備えるようにしてください。

Q 施設の建設や改修のために補助金を使用することは可能か。

A 本補助金では、施設の建設や改修のための経費に使用することはできません。

Q 本補助金は、概算払となるのか精算払となるのか。

A 必要に応じて概算払を行いたいと考えています。概算払に当たっては、会計法、予算決算及び会計令に基づく財務大臣協議が必要となりますので、その場合の必要な手続き等については別途ご連絡することになります。

Q 補助金の受入により生じた利息はどのように取り扱えばよいか。

A 補助金の受入により生じた利息については、補助事業に充当することが可能です。なお、補助金の管理を他の経費と同一の口座で管理した場合には、当該補助金に係る利息を算定の上充当してください。

Q 補助事業の実施において、収益を得て行う活動（出版、販売、授業料の徴収等）は可能か。

A 補助金の交付の目的に即したものであれば、収益を得て行う活動は可能です。ただし、そのような活動を行う場合には、事前にご相談ください。  
なお、収益を得た場合、補助金の充当額に影響することがあります。

Q 本補助金で雇用した非常勤職員等について、本事業以外の業務に従事することは可能か。

A 補助金交付の目的に合致しない業務に従事した場合には、当該業務の従事に対する経費は、補助金から支出することはできません。

Q 物品の納品時期に制限はあるのか。

A 本補助金は国の会計基準の適用を受けますので物品の納品、役務の提供等は、補助金の交付を受けた年度の3月31日までに完了する必要があります。

## < 5. その他 >

Q 各事業における期間の算定はどのようになるのか（補助事業期間が5年間の場合、交付決定日から5年間となるのか、それとも、交付決定日の属する年度を初年度として5年度となるのか）。

A 国の予算は単年度主義であることから、本補助事業においても交付決定日の属する年度を初年度として5年度とします。

## Ⅱ. テニユアトラック普及・定着事業

### <1. 申請関係>

Q 旧科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」との違いは何か。

A 主な違いは、

- ① 本事業はモデル事業ではなく、テニユアトラック制を通常の体制で定着する取組を支援する事業であり、公募要領、審査要領に求める取組以外の特色ある取組を求めるものではないこと、
- ② 本事業は、間接経費を交付しないこと、
- ③ 本事業（機関選抜型）は、テニユアトラック教員の人件費については補助対象とはならないこと、
- ④ 本事業は、取組の単位を、人事行為（採用・昇進等）において事実上の裁量を有するユニット（部局等）としたこと、
- ⑤ 本事業は、機関におけるテニユアトラック教員の公募要領に、テニユア審査基準の概要の明示が必要であること、
- ⑥ 新規事業は、世界的研究拠点の形成までは求めないこと、
- ⑦ 新規事業は、研究活動に関するエフォートを70%以上確保すればよいとしたこと、などです。

Q 平成24年度テニユアトラック普及・定着事業について、平成23年度との違いは何か。

A 主な違いは、

- ① 平成24年度から支援を開始するテニユアトラック教員を165名程度としたこと、
- ② 支援対象とする分野を自然科学全般及び人文社会科学とし、分野の制限をなくしたこと、
- ③ テニユアトラック教員の募集・選考に関する要件として、博士号取得後10年以内の若手研究者で40歳未満であるとしたこと、
- ④ テニユアトラック制実施のための機関毎の経費を各年度500万円程度としたこと、
- ⑤ テニユアトラック教員を5名以上雇用する機関に対し、テニユアトラック教員を支援等する担当教員の雇用経費800万円程度を新設したこと、
- ⑥ テニユアトラック教員支援のために雇用する若手の博士研究員に対するキャリア支援として、若手の博士研究員がセミナーやインターンシップ等に参加した場合に、30%を上限として研究エフォートの中を含め、人件費として支出することを可能としたこと、などです。

Q 機関選抜型と個人選抜型（機関推薦）の違いは何か。

A 個人選抜型（機関推薦）は、機関選抜型で採用されたテニユアトラック教員の中から、選定機関の長により推薦いただき、平成24年度は、その中から28名程度を選定することとしております。

個人選抜型で選定されたテニユアトラック教員に対しては、研究費又は当該テニユアトラック教員の人件費にも充当できる経費として、1,500万円（上限）を機関選抜型分

の1,000万円（上限）に上乗せして機関に交付します。

Q 個人選抜型（機関推薦）の申請対象はどのようになるのか。

A 機関選抜型で採用されたテニュアトラック教員の中から、選定機関の長により推薦（申請）いただくことになります。

Q バーチャル組織は申請を行うことが可能か。

A 公募要領で求める要件を満たしていれば、申請は可能です。ただし、バーチャル組織の立ち上げについての機関内での意思決定が行われていることが必要となります。

Q バーチャルな組織として申請する場合、部局等様式2「3. 部局等のデータ・取組」に記載する実績がないが0人と記載すればよいか。

A テニュアトラック教員が、テニュア審査に合格後、テニュア教員として配属される部局等の実績を記載してください。

Q 重複申請の制限はあるか。

A 旧科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」に採択され、当該補助金により人件費又は研究費を補助されているテニュアトラック教員については、本事業の補助対象として申請することはできません。

旧科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」の支援の下にテニュアトラック制を実施している部局等であっても、機関や部局等の自主的経費によりテニュアトラック教員の人件費及び研究費を措置している場合は、当該テニュアトラック教員に限り本事業の申請は認められます。なお、この場合において、「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」採択事業に係るミッションステートメントの変更は要しないこととします。

Q 取組の実績がない場合でも申請可能か。

A これまでテニュアトラック制の取組実績がない機関でも申請は可能です。

Q 平成24年度に採用予定のテニュアトラック教員は0名だが、平成25年度以降にテニュアトラック教員の採用を予定する部局等は申請対象となるのか。

A 今回の公募は、平成24年度からの採用計画が対象となりますので、平成24年度の採用予定が0名の計画であれば申請対象とはなりません。

Q テニュアトラック制実施のための経費（120万円／1人）は、5年間（補助事業期間）交付されるのか。

A 本経費は、機関におけるテニュアトラック制実施のための経費として、当該テニュアトラック教員を採用した年度とその翌年度の2年度のみ交付する予定です。

なお、金額については、1人当たり120万円／年度を上限として交付する予定ですが、



選定された機関数や財政状況によって増減する可能性があります。

Q テニユアトラック制実施のための経費（500 万円）は、5 年間（補助事業期間）交付されるのか。また、テニユアトラック教員が増えると増額されるのか。

A 本経費は、機関におけるテニユアトラック制実施のための経費として、採用されたテニユアトラック教員の任期中（最長5年間）交付するものです。したがって、任期の途中でテニユアポストへ移行した場合には、交付されません。また、本経費はテニユアトラック制実施のために機関に対して交付するものであり、テニユアトラック教員が増えても増額とはなりません。

なお、金額については、1 機関当たり 500 万円／年度を上限として交付する予定ですが、採用された機関数や財政状況によって増減する可能性があります。

Q テニユアトラック教員を支援等する担当教員の雇用経費は、テニユアトラック教員を5人以上雇用する場合に対象になるとのことだが、テニユアトラック教員を実際に雇用していないと対象とはならないのか。

A 平成 23 年度及び平成 24 年度の本事業によるテニユアトラック教員が5人以上（計画を含む）の場合に交付対象とします。

なお、「若手研究者の自立的環境整備促進」や自主的取組によるテニユアトラック教員は、人数として数えません。

Q テニユアトラック教員を支援等する担当教員の役割は何か。

A テニユアトラック教員が研究に専念できるように集約的に支援する業務に従事し、若手研究者間交流の調整や学内普及啓発活動を行い、学内においてテニユアトラック制を円滑に実施する役割を果たします。

Q 補助金の交付の対象とならない経費（施設の建設・改修等）については、自己負担額として記載してもいいのか。

A 施設の建設・改修等の補助金の交付の対象とはならない事項については、自己負担であっても記載しないでください。

Q テニユアトラック教員が申請時点で特定されていない場合、研究費の所要額はどのように記載するのか。

A 申請時点でテニユアトラック教員等が特定されていない場合には、採用後支給しようとする1人当たりの研究費を記載してください。このような場合、テニユアトラック教員1人当たりの標準的な費目及び種別ごとの経費を見積もっておくことが望ましいと考えます。

Q テニユアトラック教員の研究活動に関するエフォートが70%以上確保されていることが求められていますが、この70%以上確保にはテニユアトラック教員が獲得した他

の外部資金による研究活動も含まれると考えてよいか。

A 「研究活動に関するエフォートが70%以上」には本補助金による研究活動以外に獲得した科学研究費補助金等の外部資金による研究活動も含まれます。

Q 今回公募している165名の対象となるのは、どのようなテニュアトラック教員か。

A 今回公募している165名の対象となるのは、以下の要件を満たすテニュアトラック教員です。

- ① 平成23年度4月1日以降に採用されている若手研究者（助教相当以上）
- ② 平成24年度中に雇用予定の若手研究者（助教相当以上）

なお、上記のテニュアトラック教員の募集及び選考・採用に当たっては、以下の要件を満たしていることが必要です。

- ◆ 博士号取得後10年以内の研究者又は同等程度の研究経歴を有する若手研究者であること。40歳未満とします。
- ◆ 一定の任期（5年間のトラック期間を規準とします）を付して雇用すること。
- ◆ 国際公募（2ヶ月以上を規準とします）を含む公募を実施し、公正で透明性の高い選考方法を採用していること。
- ◆ 任期終了後のテニュアポストが用意されていること。

Q 本事業の申請に当たって、注意すべき点はどのような点ですか。

A 公募要領や審査要領に記載されているテニュアトラック制を実施するための要件や審査基準をご参照いただいた上で、以下の点については特に注意してください。

- ① 国際公募（2ヶ月以上を規準とします）を実施していること（国際公募の実施に当たっては、公正で透明性の高い公募方法となっていること）
- ② 公募審査、中間評価、テニュア審査において、公正で透明性の高い選考方法を採用していること（具体的には、機関外委員の審査への参画、機関外専門家による評価（ピアレビュー）の実施、指導教員除外等）
- ③ 任期終了後のテニュアポストが用意されていること
- ④ 機関として、テニュアトラック教員を研究主宰者（PI）として自立した研究活動ができるよう環境整備と育成を行うこと

具体的には、

- ・ PIとしての十分な育成期間（5年間を規準とする）が確保されていること  
※例えば、採用当初から、一律2～3年間の任期としている場合は、PIとしての育成期間が担保されていると言うことは難しいと考えます。ただし、優秀なテニュアトラック教員については、取組実施3年度目の中間評価の結果を以てテニュアポストに移行することは可能です。
- ・ PIとしてふさわしい自立した十分な研究スペースの確保
- ・ 適切な研究資金の措置
- ・ メンター等による人的支援体制の整備とPIへの育成支援

Q 公募要領「2. 事業の概要（8）補助対象となるテニュアトラック制」の「テニュアトラック教員の募集及び選考・採用に関する要件」として、「博士号取得後10年以内又は同等程度の研究経歴を有する若手研究者であること」、また「40歳未満」とありますが、どの時点で、10年以内、40歳未満と判断すればよいのか。

A 機関におけるテニュアトラック教員の公募締切時点において、10年以内、40歳未満とします。

Q 旧科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」のように平成24年度以降、5年間の採用予定計画を作成しなければならないのか。

A 5年間の採用予定計画を作成する必要はありません。平成24年度の公募については、平成24年度のみでの採用予定計画で申請することで構いません。また、平成25年度の採用予定計画については、現時点で予定があれば、申請書に記載いただいても構いません。その場合、来年度の公募予定人数に優先して充当します。なお、平成26年度以降の採用予定計画については、平成26年度以降に実施予定の新規公募の際に申請してください。

Q 平成24年度及び平成25年度の採用予定計画について選定された場合、平成25年度の採用者についても平成25年度の補助対象となるか。

A 平成24年度は165名の支援を予定しております。平成25年度の支援者数については現時点では未定ですが、今後も引き続き同様の支援を行う予定であります。

同様の支援を行える予算が確保された場合、今回選定された平成25年度の採用予定者については、平成25年度支援対象の人数から優先して充当することとなります。

従いまして、平成25年度の公募に当たっては、平成24年度に平成25年度の採用予定者として選定された人数を除いた人数を公募する予定です。

Q 既に平成24年度に選定された部局等において、平成25年度以降、追加の採用者が生じた場合、年度毎に実施される公募に申請することは可能か。

A 申請することは可能です。

Q 平成24年度と平成25年度に申請し、選定された場合には、テニュアトラック制実施のための経費（500万円（上限））は、1000万円交付されるのか。

A 選定された年度に関わらず、本補助金により支援されているテニュアトラック教員がいる場合には、500万円（上限）を交付する予定です。テニュアトラック教員の人数にかかわらず交付する金額は一定額の500万円（上限）となります。

Q テニュアトラック制実施のための経費として、テニュアトラック教員採用後2年度に限り1人当たり120万円（上限）／年度として交付されるが、交付の期間はなぜ2年度なのか。

A テニュアトラック教員の研究費の補助期間と連動して補助することとしているため、

交付期間を2年度としています。

Q 平成23年4月以降にテニュアトラック教員として採用され、旧科学技術振興調整費で平成23年度分の人件費又は研究費の支援を受けたが、旧科学技術振興調整費による実施期間終了のため平成24年度から自己負担している機関（部局等）が、上記テニュアトラック教員を含めて新たに申請する場合、重複申請の制限の対象となるか。

A 平成23年度まで旧科学技術振興調整費により補助されていた機関において、平成24年度から人件費及び研究費等のすべての経費を自己負担してテニュアトラック教員を採用している場合は、「公募要領」の「(8) 補助対象となるテニュアトラック制」に適合していれば、重複申請の制限対象にはなりません。

Q 平成23年4月以降に採用され、現在、旧科学技術振興調整費により研究費のみ補助を受けているテニュアトラック教員が旧科学技術振興調整費による研究費支援を辞退して、本事業のテニュアトラック教員として採用しようとする場合は、重複申請の制限の対象となるか。

A 現在、旧科学技術振興調整費による補助を受けているテニュアトラック教員については、重複申請の制限の対象になります。

なお、現在、旧科学技術振興調整費により補助を受けている者が、本補助金の受領を目的として、旧科学技術振興調整費の受領を辞退することは認められません。

Q 審査要領「3. 審査の観点」において、他機関未経験者の比率が高くなりすぎない（50%以下が望ましい）ような配慮がなされているか」とあるが、50%を超えると申請できないのか。仮に50%超えた場合にはどのようなになるのか。

A 50%を超えていても申請は可能です。

Q 公募要領「2. 事業の概要（8）補助対象となるテニュアトラック制」において「④国際公募を実施」とありますが、テニュアトラック教員を採用する場合は、必ず国際公募を行う必要があるか。

A 国際公募は必須要件となりますので、必ず行ってください。なお、本事業における国際公募とは、ホームページ等において英文で公募を行うこととします。また、国際雑誌への掲載は必須ではありません。

Q 国際公募はどの程度の期間行えばよいか。

A 国際公募の期間は、2ヶ月程度を規準とします。

Q 研究活動に関するエフォートが70%以上確保されていなかった場合、研究費は減額されるのか。

A 研究活動に関するエフォートが70%以上確保するための改善策の提出を求めます。その後、改善策が実行されていない状況があれば減額となる場合があります。

Q 申請取組が選定された場合において、公募時の申請書に記載してあるテニュアトラック教員の採用予定人数を、補助金の交付申請時に減じることは認められるか。

A 認められません。そのため、公募申請に当たっては、テニュアトラック教員の採用計画が、部局等の規模や年間新規採用者数等を勘案した実現性の高い採用人数となるよう十分注意して下さい。

なお、補助金の交付申請時に採用予定数を減じるような事態が生じた場合には、選定自体が取り消され、補助金が交付されないことがあります。

Q テニュアトラック制実施のための経費（500万円）は、申請様式上はどこへ計上すればよいのか。

A テニュアトラック制実施のための経費（500万円）は、1機関当たりの金額として算定されていますが、その経費を機関（本部等）として使用するか、テニュアトラック教員を実際に採用する部局等で使用するかは、各機関の判断となります。それにより、機関様式4に計上するか、部局等様式3に計上するか異なります。

Q テニュアトラック教員の研究費について、採用1年度目を600万とした場合、2年度目は、その半額の300万となるのか。

A 2年度目については500万円を上限としますので、1年度目600万円、2年度目500万円とすることも可能ですし、2年度目300万円とすることも可能です。実態に合わせた金額としてください。

Q 平成24年度の申請時に、平成25年度の採用予定者については計画書に盛り込むことは可能ということですが、その場合「機関様式3 テニュアトラック制に関する年次計画概要」については平成29年度まで記載する必要はあるか。

A 様式3のとおり平成29年度分まで記載してください。

Q 平成24年度の申請時に、平成25年度の採用予定者については計画書に盛り込むことは可能ということですが、その場合「機関様式4、部局等 No. ##様式3 所要経費の見込額」には、平成29年度以降の経費を記載する欄がないので新たに追加する必要があるか。

A 様式どおり平成28年度分まで記載してください。

Q 公募要領で、テニュアトラック制の要件として、研究活動に関するエフォートが70%以上であることが求められていますが、スタートアップに要する研究費が交付されなくなる採用3年度目からも求められるのか。

A テニュアトラック教員の研究環境に関する要件として、研究活動に関するエフォートを70%以上としているので、テニュアトラック教員の任期中（補助事業期間中）は遵守していただく必要があります。

Q 教授には任期はないが、それ以外の役職で、任期がある若しくは再任回数に限度がある部局等のポストについては申請対象外となるか。

A 本事業では、テニユアポストに関しては任期がないか、あったとしても再任の限度がないものを基本としていますが、仮に再任回数に限度がある場合は、教授も含め全員が再任回数に限度が付されている場合に限り申請を可能としております。よって教授にのみ任期がない部局等においては、教授をテニユアポストとする申請は対象となりますが、准教授、助教をテニユアポストとする申請は対象外となります。

Q 1 機関当たりの申請数に制限はあるか。

A 実現可能性のある人数であれば制限はありません。

Q 個人選抜型への推薦は、機関選抜型として当該年度に採用されたテニユアトラック教員しか対象とはならないのか。例えば、テニユアトラック教員の採用が、当該年度の個人選抜型の公募期間以降となった場合には、個人選抜型への推薦の機会が与えられないのか。

A 当該年度の個人選抜型に推薦できるテニユアトラック教員は、前年度の個人選抜型の公募期間以降に採用されたテニユアトラック教員とします。

Q 個人選抜型は原則として5年間（平成28年度まで）とあるが、平成25年度にテニユアトラック教員を採用した場合には、平成28年度は4年度目となるが1年延びるのか。

A 個人選抜については、28人を選定してから5年間を補助します。よって平成25年に決定すればそこから5年間支援することになるので、補助期間は平成29年度までとなります。

Q テニユアトラック教員の人件費は、機関様式4、部局等様式3の所要経費の見込額の「自己負担額」に記載すればよいのか。

A テニユアトラック教員の人件費は、機関選抜型の場合には補助対象外となりますので自己負担額には記載しないでください。

## < 2. 補助金関係 >

Q テニユアトラック教員が共同研究を行っているグループで使用する設備の購入費に、テニユアトラック教員の研究費を充当することは可能か。

A テニユアトラック教員が使用する共通設備の購入費にテニユアトラック教員の研究費を充当することは可能ですが、本補助金により購入等した設備備品等については、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとしています。これらが困難になるような経費の合算使用による設備備品等の購入等はできませんので、ご注意ください。

Q テニユアトラック教員の研究費とテニユアトラック制実施のための経費との流用は可能か。

A テニユアトラック教員の研究費からテニユアトラック制実施のための経費への流用はできません。一方、テニユアトラック制実施のための経費から研究費への流用は可能です。

Q テニユアトラック教員の研究活動に関するエフォートが 70%以上確保されていることが求められていますが、授業の担当、学生への研究・論文の指導、学務や教務関連の業務等は可能か。

A 本事業（機関選抜型）においては、研究活動に関するエフォートが 70%以上確保されている必要があります。学生への研究・論文の指導が研究活動の一環である場合は研究エフォートの 70%に含まれますが、学務や教務関連の業務等は、残りの範囲内で従事することは可能です。

Q 「公募要領」の 13 ページに「当該テニユアトラック教員が申請機関のテニユアポストに移行した場合には、補助対象にはなりません。」とあるが、テニユアトラック教員が他機関に転出または辞職した場合は補助対象となるか。

A 補助対象にはなりません。

Q 平成 23 年度に既に雇用されているテニユアトラック教員を平成 24 年度の申請対象とする場合、平成 24 年度の研究費としていくら交付されるのか。

A 本事業においては、平成 23 年度に雇用された者についても、取組の趣旨からスタートアップに要する研究費等が必要と判断される場合には、研究費 1,000 万円（上限）を交付します。

Q 機関選抜型において、補助事業の選定後にテニユアトラック教員が辞退した場合、新たな者を採用し支援対象とすることは可能か。

A 同一部局等内において、公募申請の際に記載された内容と同条件で実施する場合は新たな者を採用し支援対象とすること可能です。

Q テニユアトラック教員の研究費は、機関内で差をつけることは可能か。

A テニユアトラック教員間で研究費に差をつけることは可能です。

テニユアトラック教員が自立して研究することができるよう、スタートアップに要する資金として、機関選抜型では 1 年度目（1,000 万円を上限）及び 2 年度目（500 万円を上限）に研究費を交付することとしております。研究費については、各部局等が採用する研究分野等を踏まえ積算してください。

Q テニユアトラック制実施のための経費である (a) 500 万円と (b) 120 万円／1 人は、間接経費として使用してよいのか。

A テニユアトラック制実施のための経費は、間接経費ではなく直接経費となりますので、本事業に直接関係するものにしか使用できません。ただし、テニユアトラック制の実施に係る経費であり、公募要領の別表に示す経費に該当すれば、用途は限定されません。

Q 複数部局等が本事業に採用されている場合において、部局等間の経費の流用は可能か。

A 機関に対して交付決定を行う予定ですので、部局間の流用は可能としますが、補助事業の内容及び経費の配分の変更（補助事業の目的を変えない軽微な変更であって、計画に変更が生じない場合は除く）となるときは、文部科学大臣の承認が必要となります。

なお、テニユアトラック教員の研究費からテニユアトラック制実施のための経費への流用はできません。

Q 育児休業等により研究中断が生じる場合にはどのようにしたらよいか。

A 個別にご相談ください。

### < 3. その他 >

Q 採用したテニユアトラック教員を一定期間、海外の研究機関等に派遣することは可能か。

A 海外への派遣後も、本事業で求めている要件を満たすことができれば、派遣することは可能です。ただし、補助金の経理について、選定機関において適切に行うことが必要です。また、研究設備の購入等、海外の研究機関等において資産を形成するような支出はできません。



### Ⅲ. ポストドクター・キャリア開発事業

#### <1. 申請関係>

Q 旧科学技術振興調整費「イノベーション創出若手研究人材養成」との違いは何か。

A 主な違いは、

- ① 本事業は、人材養成を主眼とした取組を行うだけではなく、成果目標として実際に企業等への就職者数を増加させるなど多様なキャリアパスの確保を求める事業であること、
- ② 本事業は、人文・社会科学系のポストドクターも対象とし、対象分野の制限をなくしていること、
- ③ 本事業は、対象者を、大学や企業等における安定的な職に就くまでの任期付の研究職にある者で、40歳未満の博士号取得者としていること（旧科学技術振興調整費「イノベーション創出若手研究人材養成」は博士号取得後5年程度）、
- ④ 本事業は、長期インターンシップに係る経費については、ポストドクターのみを補助対象とし、博士課程（後期）の学生を補助対象外としていること、
- ⑤ 本事業では、間接経費を交付しないこと、  
などです。

Q 平成23年度「ポストドクター・インターンシップ推進事業」と、平成24年度「ポストドクター・キャリア開発事業」との違いは何か。

A 主な違いは、

- ① 事業名称が変わったこと、
- ② 原則として共同申請とし、ポストドクターが50人以上となることが共同申請の条件としたこと（ポストドクターが100人以上の機関については単独申請も可能）、
- ③ 「イノベーション創出若手研究人材養成」又は「ポストドクター・インターンシップ推進事業」を実施している機関について、共同申請機関になることは可能としたこと（ただし、その場合であっても本事業からは補助金を充当できない）、
- ④ 補助金額を、5,000万円／1件としたこと、
- ⑤ 対象者を、大学や企業等における安定的な職に就くまでの任期付の研究職にある者で、40歳未満の博士号取得者としたこと（ポストドクター・インターンシップ推進事業では、博士号取得後10年程度までの研究者）、
- ⑥ ポストドクターの人件費について、補助金からの支出は月額15万円を上限とし、15万円以上とする場合には、企業負担や自己負担を推奨したこと、  
などです。

Q 人文・社会科学系のポストドクターも申請の対象となるか。

A 従前の「イノベーション創出若手研究人材養成」は、自然科学全般又は自然科学と人文・社会科学との融合領域のポストドクターを対象としていましたが、本事業では、人文・社会科学系のポストドクターも申請の対象となります。

Q 重複申請の制限はあるか。

A 申請機関の組織的な取組であることから、申請に当たっては、1申請機関につき1つの申請とします。また、現在、旧科学技術振興調整費「イノベーション創出若手研究人材養成」又は科学技術人材育成費補助事業「ポストドクター・インターンシップ推進事業」に採択されている機関については、本事業への申請はできません。ただし、その場合でも共同申請機関となることは可能としますが、本補助金から経費を充当することはできません。

Q 取組の実績がない場合でも申請可能か。

A これまで取組実績がない機関でも申請は可能です。

Q 博士課程（後期）学生は補助対象とはならないのか。

A 本事業においては、長期インターンシップを行うために必要な経費の補助対象をポストドクターに限定しています。長期インターンシップ以外の機関内の講義等については、博士課程（後期）学生も参加することは可能です。

なお、機関の自己負担により、博士課程（後期）学生を対象にインターンシップを実施すること、その際に必要な経費を支援することは可能です。

Q 長期インターンシップに派遣する企業等は民間企業に限定されるのか。

A 産業界などの実社会のニーズを踏まえ、幅広い知見・経験、発想力、独創的な課題設定・解決能力、コミュニケーション能力等、多様な能力の養成が可能な取組が実施できるところであれば、民間企業に限定されません（大学、独立行政法人研究機関以外であれば官公庁や地方公共団体でも可能です）。

なお、国外の企業等で長期インターンシップを行うことも可能ですが、外国人ポストドクターについては認められません。

Q 公募要領「2. 事業の概要（5）申請対象となる取組②）において、「上記の他、ポストドクター及び博士課程（後期）学生の多様なキャリアパス確保を支援するための取組」とあるが、どのような取組が想定されるのか。

A 就職支援（説明会の開催、個別キャリア相談の実施、企業等とポスドク等のマッチングや相互PRサイトの運用改善）などが想定されます。

## < 2. 補助金関係 >

Q 長期インターンシップに派遣する期間に制限はあるのか。

A 選抜されたポストドクターが長期インターンシップを行うために必要な経費を補助金から支出できる期間の上限は10ヶ月としますので、補助金により行う長期インターンシップの派遣期間は10ヶ月以内にしてください。なお、実施機関が自己負担により必要な経費を支出する場合には期間の制限はありません。

Q 外部資金で雇用されている者が長期インターンシップに参加することは可能か。

A 参加可能ですが、長期インターンシップの派遣に当たっては、現に雇用されている機関の雇用条件等との関係にご注意ください。また、外部資金で雇用されているポストドクターを長期インターンシップへ派遣する場合には、本補助金から人件費を支出することはできません。

また、長期インターンシップに派遣するための旅費やポストドクターが企業等で研究を行うための経費等については、外部資金から支出されていない場合には本補助金から支出することは可能です。

Q 代表機関、共同実施機関に所属しないポストドクターを本事業に参加させることは可能か。

A 参加させることはできません。

Q ポストドクターが講義等を受講する期間も人件費を補助金から支出することは可能か。

A 長期インターンシップに派遣するために選抜されたポストドクターが、長期インターンシップ派遣を目的として開催される講義等を受講する場合には、補助金から人件費を支出することが可能です。ただし、長期インターンシップ派遣に選抜されていないポストドクターや、一般的な講義（長期インターンシップ派遣を目的としない講義）を受講する場合は、補助金から人件費を支出することはできません。

Q 海外企業等で長期インターンシップを行う場合に、当該企業等に対して補助金から支出することは可能か。

A 明確な対価性がある場合に限り可能です。ただし、研究設備の購入等、海外企業等において資産を形成するような支出はできません。

Q 補助金を次年度に繰り越して使用することは可能か。

A ポストドクター・キャリア開発事業については、繰越明許費であることから、交付決定時には予想し得なかった不測の事態等により、当該年度内に補助事業が完了しない見込みのある事業については、財務大臣の承認を得た上で、当該経費を翌年度に繰越して使用することができることになっています。繰越が必要となった場合には、別途ご連絡する書類をご提出ください。該当の可能性がある場合には、事前にご相談ください。

なお、補助事業を遂行した結果、補助金に余剰が生じた場合、その余剰分（執行残）を繰越すことはできませんので、ご注意ください。

Q 長期インターンシップに派遣するポストドクターを雇用した場合において、雇用期間中に当該実施機関（選定された機関）において研究活動を行うことは可能か。

A ポストドクターの雇用は、インターンシップのために企業等へ長期派遣するために行うものとなります。したがって、長期インターンシップへの派遣に支障が生じない場合

で、かつインターンシップで行う研究活動である場合に限り当該実施機関での研究活動を可能とします。

また、ポストドクターが当該実施機関（選定された機関）において研究活動を行うことについての依頼を派遣先の企業等から文書にて受けること、出勤簿や業務報告書等を作成することなど管理体制を厳格にし、補助金の目的外使用とならないようにしてください。

### < 3. 審査関係 >

Q 所用経費の見込額に関する様式に「補助金を除く申請内容の実施に必要な経費は、審査の対象となります。」とあるが、自己負担額が多い方が審査において有利となるのか。

様式において「補助金を除く申請内容の実施に必要な経費は、審査の対象となります。」としているのは、事業の全体像について、自己負担額を含め実現可能性を確認するためです。

審査に当たっては、各事業の取組内容や成果目標、実現可能性、補助事業期間終了後における取組の継続性等について審査することになりますので、申請時の自己負担額の多寡をもって有利、不利とはなりません。

#### IV. 女性研究者研究活動支援事業

##### < 1. 申請関係 >

Q 旧科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」との違いは何か。

A 主な違いは、

- ① 本事業は、モデル事業ではなく、出産、子育て又は介護と研究を両立させるための環境整備を行う取組を支援する事業であり、成果目標として、実際に女性研究者を増加させることを求めていること、
  - ② 本事業は、支援対象とする女性研究者の研究分野についての制限を設けていないこと（人文・社会科学系分野等の研究を行う女性研究者も支援対象とすること）、
  - ③ 本事業は、出産、育児、介護期間中の研究支援者の雇用について、配偶者が大学等の研究者である男性研究者も対象としていること、
  - ④ 間接経費を交付しないこと。
- などです。

Q 平成 24 年度女性研究者研究活動支援事業について、平成 23 年度との違いは何か。

A 単独申請に加え、共同申請も可能としたことです。

Q 女性研究者が多い機関でも、本事業の申請の対象となるのか。

A 本事業は、女性研究者の出産・子育て・介護と研究を両立するための環境整備が目的であり、女性研究者が多い機関も、本補助金の交付の対象となります。

Q 本事業でいう「子育て（育児）」、「介護」とは何か。

A 各機関において定める就業規則等によるものとします。

Q 重複申請の制限はあるか。

A 機関としての組織的な取組であることから、1 機関につき 1 つの申請とします。なお、旧科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」に採択された機関（現在引き続き事業を実施している機関及び過去に事業を実施していた機関）からの申請はできません。

Q 取組の実績がない場合でも申請可能か。

A これまで取組実績がない機関でも申請は可能です。

Q 申請書の提出について、提出期間内の日付の消印があれば、提出期間経過後でも受領されるのか。

A 提出期間経過後の受領はできませんので、提出期間内に申請書の全部が必着するよう余裕をもって提出願います。

Q 複数の学部を持つ大学ですが、申請対象とする学部を 1 学部としてもよろしいでしょうか。

A 1機関につき、1つの申請となります。また、1度選定された機関は、今後申請できなくなります。他学部と調整された上で申請されることをお奨めいたします。

## < 2. 補助金関係 >

Q 公募要領4ページ、2(6)③で、男性研究者の場合も、配偶者が大学等の研究者である場合に限ってその研究活動を支援する者の雇用経費が補助対象となりますが、どのような場合ですか。

A 当該実施機関に勤務する男性研究者の配偶者である女性が、大学、大学共同利用機関、独立行政法人で雇用されている研究者である場合に限りです。

Q 本事業で外国旅費を支出することは可能か。

A 本事業は、女性研究者支援に係る企画、運営、実施等を行うための特別の支援組織（支援室）を維持するための経費や、支援室において業務を担当するマネージャー等の雇用経費及び研究支援者の雇用経費等を想定しており、外国の先進地域の視察等を行うための取組は想定していません。そのため、本事業では外国旅費を支出することはできません。

Q 出産、子育て、介護以外の事由により研究活動の支援が必要になった場合、それに要する経費を補助金から支出することは可能か。

A 公募要領3ページの「1. 事業の目的」に記載されているように、本補助事業の目的は「出産、子育て又は介護と研究を両立させるための取組の支援」となりますので、この目的に合致しない場合については補助金を支出することはできません。

Q 本事業でシンポジウムの開催に要する経費を支出することは可能か。

A 機関（共同申請の場合は代表機関及び共同実施機関。以下同じ。）内における研修会等（シンポジウム）の開催に係る経費は補助の対象となりますが、機関外で実施する研修会等（シンポジウム）は補助の対象とはなりません。また、他機関や地域毎に開催される研修会等（シンポジウム）への参加旅費については補助の対象とはなりません。なお、機関内で開催した研修会等（シンポジウム）に外部の者が参加できるようにすることは可能です。

Q 「全国シンポジウム」に参加するための旅費は補助対象となるか。

A 原則、機関外で実施する研修会等（シンポジウム）は補助の対象となりませんが、「全国シンポジウム」に関する旅費については年1回に限り、補助金から支出することができます。なお、その場合でも補助金として支出するのは機関実施責任者、発表者（ポスター発表等）の1～2名までとさせていただきます。

Q 補助金を次年度に繰り越して使用することは可能か。

A 女性研究者研究活動支援事業においては、原則として、繰越すことはできません。

Q 公募要領4ページ(5)申請対象となる取組として、「女性研究者の裾野拡大のため、学生向けのキャリアパスの相談の充実」とありますが、ここでいう学生には女子中高生は含まれますか。

A ここでいう「学生」とは、実施機関に所属する大学生及び大学院生とし、中高生は含みません。

Q 申請様式2の「3. 達成目標」に、「取組終了後における女性研究者の採用者数(割合)、在籍者数(割合)、離職者数(割合)などの具体的な目標を可能な限り職名別・分野別に定量的に記述してください。」とありますが、数値目標の達成度をどこまで重視しますか。

A 実現不可能な目標を掲げるのではなく、機関として実現可能な目標を掲げ、本補助金や自主的経費により、目標の実現に向けて取り組むことが重要と考えます。なお、総合科学技術会議答申(平成22年12月答申)においても、「大学等が、女性研究者に関する数値目標について具体的な計画を策定し、積極的な登用を図る」ことなどが期待されています。

Q 申請様式2の「7. 在籍する教員・研究員の総数」における「研究員」にはどのような者を計上すればよいか。

A 各機関において、教員には該当しないが研究に従事する者(例えば特別研究員等)の人数を計上してください。

Q 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員のような申請機関で雇用されていない研究者については、本事業の支援の対象となるか。

A 申請機関において研究に従事している者であれば本事業の対象となります。

### <3. 審査関係>

Q 所用経費の見込額に関する様式に「補助金を除く申請内容の実施に必要な経費は、審査の対象となります。」とあるが、自己負担額が多い方が審査において有利となるのか。

様式において「補助金を除く申請内容の実施に必要な経費は、審査の対象となります。」としているのは、事業の全体像について、自己負担額を含め実現可能性を確認するためです。

審査に当たっては、各事業の取組内容や成果目標、実現可能性、補助事業期間終了後における取組の継続性等について審査することになりますので、申請時の自己負担額の多寡をもって有利、不利とはなりません。